

大綱1. 行政改革

(1) 「行革」や「行革の意義」についての市の考えと最近の「行革」の成果について

私が委員を務めた第2期の提言書には、「行革」とは何か、「行革の意義」とは何かについて書かれた箇所があります。一部ご紹介させていただきます。「行政においても世の中の情勢の変化と仕組みの移行に否応なく直面している。これに行政が対応するための改革、それが行政改革である。従って、行政改革とは単に事務手続きを簡素化するというような些末なことではなく、行政の構造改革という概念で捉える必要がある。そうすることが体質転換を促し、そこから新しい行政の姿、仕組みが生まれる。これが行革の意義ではないかと考える。」。

この提言書の「行革」や「行革の意義」についての考え方は、現在にも通じると思います。

市は、「行革」や「行革の意義」をどのように捉えているのかお聞かせください。また、最近の行革の取組みが、行政の体質転換を促し、そこから新しい行政の姿、仕組みが生まれているか、最近の行革の成果をお聞かせください。

(2) 行政改革推進委員会の役割について

今年の7月26日に第9期の行政改革推進委員会が発足しました。市では平成7年に第1期の委員会を設置して以来、今年度までに9期にわたり委員会を設置し行革を推進してきました。

私は、第2期と第3期の行革委員を務め、第2期では「指針見直しに関する提言」、第3期では「人事制度改革」と「財政改革」に関する提言を行い、そしてその提言に沿って行革指針と実施計画が策定されました。

第4期までの行革の推進の仕方は、行政改革市民推進委員会が提言を提出し、その提言を受けて市が指針を策定し、その指針に沿って実施計画を策定して行革を推進するというものでした。

しかし、平成19年の第5期以降は、委員会の名称の変更と共に、その役割も変わりました。提言書の作成がなくなり、事業仕分けが中心となりました。

何故、委員会の役割を変えたのか、また、何故、事業仕分けを主な役割としたのか、その理由をお聞かせください。

(3) 行政改革推進委員会の委員について

今期の委員会では、委員構成が変更され、学識経験者と市選出の市民委員の他に公募市民が加えられました。その結果、今期の委員構成は学識経験者2名、市が選出した市民6名、そして、公募市民2名となりました。

今回、委員構成を変更した理由、そして市民を市選出の市民委員と公募市民に分けた理由をお聞かせください。

また、今回、3つの選出区分から委員が選出されましたが、区分ごとの選出基準、選出方法、委員の任期についてもお聞かせください。

(4) 行政改革推進プランについて

ア. 計画の目標と計画に掲げる柱について

今年の5月に平成27年度から29年度までの第3次行政改革推進プランが策定され、従来の計画と同様、財政基盤の確立を目標に「歳入の確保」と「行政のスリム化・効率化」を2つの柱にしています。

財政基盤の確立は大変重要な永遠の課題ですが、平成21年から始まった第1次行政改革推進プランから今回の第3次推進プランまで、同じ目標、同じ柱だてをすることに疑問を持ちます。

激動する社会状況の変化に対応する改革を行革というのであれば、その時点で最も課題となっている項目を目標に設定し、それを達成するための柱を立てるべきだと思います。

市の見解をお聞かせください。

イ. 改革項目の構成について

行政改革推進プランの「歳入の確保」という柱には、1 地域経済の活性化、2 若い世代の定住策推進・交流人口の拡大、3 税等の収納機会の充実・体制強化、4 資産の売却、貸付、活用、5 寄付金による基金財源の確保という5つの改革項目が挙げられ、それぞれの改革項目には主な事務・事業と担当課が挙げられています。

このプランの構成は、行政の構造改革をするための行革プランというよりも、むしろ総合計画の推進プランのように思われますが、ご所見をお聞かせください。

ウ. 改革項目に対する成果指標の設定について

第2次行革プランの「地域経済の活性化」という項目に対する成果指標として、企業進出の相談件数を設定していますが、行革委員からも指摘があったように企業進出の実績を成果指標とすべきです。

また、第3次の行革プランの同じく「地域経済の活性化」の項目には、いろいろな事務・事業が挙げられていますが、空き店舗補助制度を活用して開店した店舗数だけを成果指標に設定しています。これも妥当な設定とは言えません。成果指標の設定について検討が必要だと考えますがいかがですか？

(5) 事業仕分けについて

第9回目の事業仕分けが、9月19日に市民プラザで開催されます。私は、これまでの“我孫子版事業仕分け”の効果を検証し、見直しの提案をしてきました。しかし、今回の事業仕分けでも、ほとんど見直しされていないようです。

ア. 事業仕分けの“仕分け人”に外部の事業に精通した人を起用しない理由は？

“仕分け人”は、限られた時間の中で、事業の問題点や課題を抽出し、論点を明らかにして仕分けの判断材料となるよう議論を深めなければなりません。それができるのは事業を熟知した他市の職員や事業に精通した専門家です。

事業仕分けの効果を高めるため、仕分け人として外部の事業に精通した人を起用すべきとこれまで何回も提案してきましたが、何故、起用しないのか、その理由をお聞かせください。

イ. 事業仕分けに「市民判定人方式」を採用しない理由は？

最近の事業仕分けはほとんど「市民判定人方式」で行われています。この方式は、無作為に選ばれた市民が担当職員と仕分け人の議論を聞き判定する手法です。

この方式では、市民の方が“判定人”として直接自分の意思を反映することができるため、行政の事業を「自分事」として考えるようになり行政への市民参加が促進されると言われています。また、市民の視点での事業仕分けが可能となります。「市民判定人方式」を採用しない理由をお聞かせください。

ウ. “我孫子版事業仕分け” のネット中継や録画中継をしない理由は？

事業仕分けの原則に公開性があります。市民の皆さんに見ていただきやすくするために、以前から、ネット中継や録画中継の実施を提案してきました。その際、検討するとのことでしたが、今回も実施しないと伺っています。その理由をお聞かせください。

大綱 2. 指定廃棄物である下水道汚泥焼却灰について

(1) 下水道汚泥焼却灰の最近の保管状況

550 トンの指定廃棄物となっている下水道汚泥焼却灰は、屋外のテント倉庫と管理棟の建屋内の2か所に保管されていますが、どこにどれだけ保管されているか、また、フレコンパットの2重化や圧着作業などの安全対策はどこまで進んでいるのかお聞かせください。

(2) 管理棟の建屋内に移設して保管する安全対策

保管の安全性を高めるため、屋外のテント倉庫に保管されている下水道汚泥焼却灰を、管理棟の地下1階の主管廊に移設して保管する安全対策が進められています。より多くのフレコンパットを建屋内に移設できるように、現在、主管廊のフレコンパットを2段済みにして空きスペースを広げる作業が行われていると伺っていますが、その進捗状況と完了時期をお聞かせください。

また、屋外のテント倉庫に保管されているフレコンパットが全て主管廊に入らない場合、残された焼却灰の保管の安全性をどのように確保するつもりなのか、市のお考えをお聞かせください。

(3) 最終処分場確保の見通しと今後の市の対応は？

千葉県指定廃棄物の最終処分場の候補地として、千葉市の東京電力火力発電所の敷地内があがっています。しかし、千葉市議会はじめ市民の反対で膠着状態にあります。

最終処分場の確保についての市の見通しと今後の対応をお聞かせください。

大綱 3. 地産・地消の太陽光発電の推進について

私の議会でのエネルギー問題に対する取り組みは、平成 19 年の 6 月議会の地球温暖化対策について質問が始まりです。

当初は、温室効果ガスの排出量を削減するために電気や燃料などの使用を抑制する「省エネ」の視点が中心でした。

しかし、東日本大震災に伴う原発事故を受け、省エネの視点と共にエネルギーを創り出す創エネの視点を持つことが重要だと考えるようになりました。

そして、平成 24 年 4 月議会で長野県飯田市の事例を紹介しながら、公共施設に“おひさま発電所”を設置する提案を初めてさせていただきました。

その後、地球温暖化対策としての視点に、安全・安心なエネルギー社会を推進する視点、我孫子の将来都市像である「環境モデル都市」を実現する視点、自然エネルギーという地域資源を活かして地域活性化を図るという視点を加えて地産・地消の太陽光発電を強力に推進することを提案し、同時に、市民の皆さんと一緒に平成 24 年に「地産地消の太陽光発電を考える学習会」を立ち上げ、講演会や映画会、学習や視察などを重ねてきました。

以前、市長が「我孫子市としては市民と連携し、自然エネルギーの活用を加速する施策を充実させていきたい。」とご答弁されたことを受けて、昨年 9 月に、自然エネルギーの推進を加速させるために、(仮称)「我孫子市自然エネルギー推進協議会」設置の提案をさせていただきました。

その後、他の推進団体と共に我孫子市との協働で推進協議会設立の準備がなされ、この度、“自然エネルギーをすすめる我孫子の会”として、設立趣意書や規約の案も策定されました。今後は、10 月 1 日の広報で広く会員を募集し、11 月に設立総会を行う予定となっています。

まずは、地産・地消の太陽光発電を推進したいという熱い思いを持った市民の皆さんと一緒に協働して準備を進めてくださっている市に対して、深く感謝したいと思います。

(1) 行政計画への位置づけ

昨年 9 月議会で、「平成 28 年度からスタートする『第 3 次基本計画』と『エコプロジェクト 4』に官民協働で地産・地消の太陽光発電に取り組むことを明記し、それを旗印にして、より一層の推進を図ること」を提案させていただきました。そして、「今後、策定予定の第三次基本計画やエコプロジェクト 4 でも同様に位置づけていきます。」とのご答弁をいただいています。

今回の“自然エネルギーをすすめる我孫子の会”設立の取り組みは、まさに官民協働の太陽光発電の推進そのものだと考えています。

当然、行政計画に位置づけていただけるものと思いますが、ご所見をお聞かせください。

(2) 市の役割

これまで、市民の皆さんと市が推進協議会の設置を準備する中で、民の役割と市の役割を検討してきました。

市の役割のひとつに公共施設の屋根の貸与というものがありますが、実際、事業化の

検討の際、個別事業計画のシミュレーション(FS)を実施する場合には、具体的な設置場所が必要になります。できるだけ早く太陽光発電が可能な設置場所を選定していただきたいと思ひます。お考えをお聞かせください。